はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき。

（特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部改正）

**第二条**　特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令（令和二年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （構造耐力）<br>**第二条**　（略）<br>2　特定車両用場所の設計に用いる設計自動車荷重は、小型特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第三号に掲げる自動車又は同条第四号、第六号、第七号若しくは第九号に掲げる自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する小型自動車その他これに類する小型の自動車であるものに限る。）をいう。以下同じ。）のみの停留の用に供する特定車両停留施設にあっては三十キロニュートン、同令第一条第八号に掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設にあっては二百四十五キロニュートン、その他の特定車両停留施設にあっては百九十六キロニュートンとする。<br>（特定車両の出口及び入口）<br>**第三条**　特定車両の出口及び入口は、その設置の際に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十四条第一項各号のいずれかに該当する場所、橋、幅員が六・五メートル（小型特定車両のみに係る出口及び入口にあっては、六メートル）未満である道路又は縦断勾配が十パーセント（小型特定車両のみに係る出口及び入口にあっては、十二パーセント）を超えるものである道路に接して設けてはならない。<br>2～4　（略）<br>5　道路に接する特定車両の出口の付近の構造は、特定車両がその前端を当該出口に接した場合に、その前端から車両中心線上一・二メートル離れた位置の地上一・七メートル（小型特定車両にあっては、一・二メートル）の高さの点において、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ八十度の範囲内でその道路を通行するものの存在を確認できるようにしなければならない。ただし、信号機、反射鏡その他の適当な保安設備を設けるときは、この限りでない。<br>（誘導車路及び操車場所）<br>**第五条**　（略）<br>2　誘導車路の幅員は、六・五メートル（小型特定車両のみに係る誘導車路にあっては、五・五メートル）以上としなければならない。ただし、一方通行の誘導車路にあっては、三・五メートルまで縮少することができる。 | （構造耐力）<br>**第二条**　（略）<br>2　特定車両用場所の設計に用いる設計自動車荷重は、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第三号に掲げる自動車のみの停留の用に供する特定車両停留施設にあっては三十キロニュートン、同条第四号に掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設にあっては二百四十五キロニュートン、その他の特定車両停留施設にあっては百九十六キロニュートンとする。<br>（特定車両の出口及び入口）<br>**第三条**　特定車両の出口及び入口は、その設置の際に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十四条第一項各号のいずれかに該当する場所、橋、幅員が六・五メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る出口及び入口にあっては、六メートル）未満である道路又は縦断勾配が十パーセント（同号に掲げる自動車のみに係る出口及び入口にあっては、十二パーセント）を超えるものである道路に接して設けてはならない。<br>2～4　（略）<br>5　道路に接する特定車両の出口の付近の構造は、特定車両がその前端を当該出口に接した場合に、その前端から車両中心線上一・二メートル離れた位置の地上一・七メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車にあっては、一・二メートル）の高さの点において、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ八十度の範囲内でその道路を通行するものの存在を確認できるようにしなければならない。ただし、信号機、反射鏡その他の適当な保安設備を設けるときは、この限りでない。<br>（誘導車路及び操車場所）<br>**第五条**　（略）<br>2　誘導車路の幅員は、六・五メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路にあっては、五・五メートル）以上としなければならない。ただし、一方通行の誘導車路にあっては、三・五メートルまで縮少することができる。 |

はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者